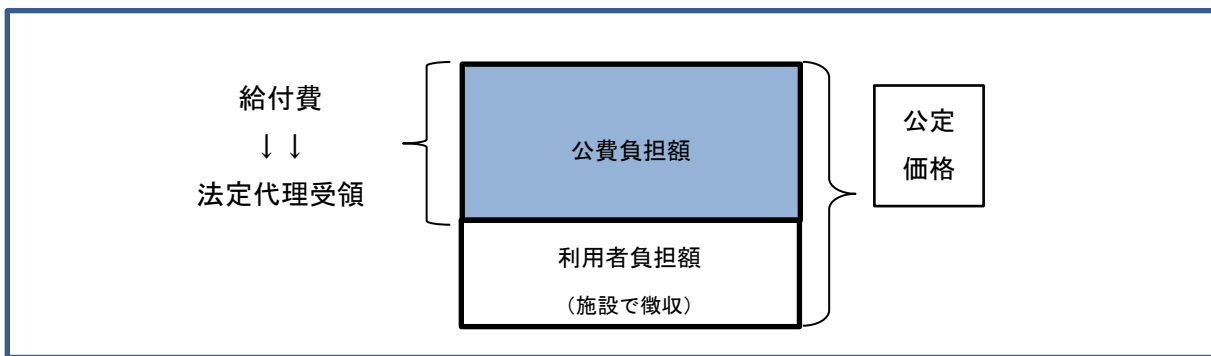


給付費について

1 給付費の概要

施設型給付・地域型保育給付とは、平成27年4月施行の「子ども・子育て支援新制度」で創設された認定こども園・幼稚園・保育所、家庭的保育事業・小規模保育事業・事業所内保育事業に対して行われる共通の財政支援の仕組みであり、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額となります。

なお、給付費については、保護者への個人給付を基礎としますが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、保護者に直接給付せず、市町村から施設に直接支払う仕組みとなっています（法定代理受領）。なお、利用者負担額は施設が利用者から徴収します。



公定価格について

公定価格※は、子ども一人当たり単価として設定されており、施設種別、1～3号の子ども区分、地域区分、定員区分、年齢区分、保育必要量区分を勘案し、人件費、事業費、管理費などが、各々どの程度必要かを評価し、運営に必要な経費が算出される仕組みです。

堺市…地域区分 10/100 地域

(例) 施設種別：幼保連携型認定こども園 ※金額は令和5年度当初単価

1号の利用定員：100人 処遇改善加算率：10%

1号認定子ども4歳児の単価

基本分単価	+	処遇改善等加算	+	加算(調整)部分※ ⁱⁱ	=	公定価格(月額)
26,870円		2,500円		4,800円 (・学級編制調整加配加算) (・冷暖房費加算)		34,170円

各種加算については年度当初より一部加算について意向確認の上で暫定的に認定を行い、順次申請をいただき加算要件を確認の上、認定します。

【参考URL】

こども家庭庁ホームページ「子ども・子育て支援制度」に、最新の公定価格単価表、公定価格の試算ソフトなどが掲載されています。

<https://www.cfa.go.jp/policies/kokoseido/>

2 月途中入退所について

月途中で利用を開始又は終了した子どもにかかる公定価格については以下の算式により日割りで算定されます。

1号

公定価格×開所日数（20日を超える場合は20日）÷20日

2・3号

公定価格×開所日数（25日を超える場合は25日）÷25日

※「開所日数」とは教育・保育の提供を行う日をいいます。

※利用者負担額についても同様の計算方法です。

3 広域入所の取扱について

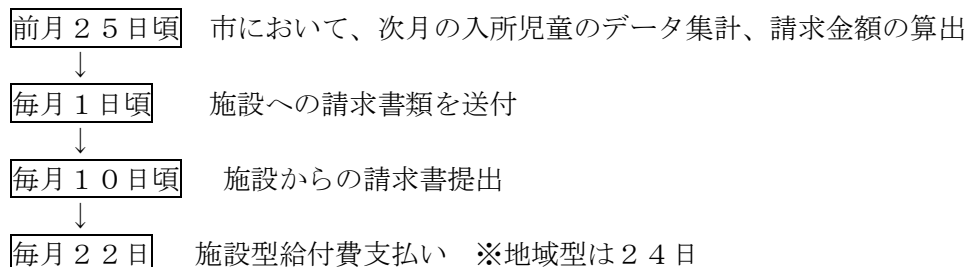
他市の児童が堺市の施設を利用する場合

	<ul style="list-style-type: none">施設所在地（堺市）の地域区分が適用される。給付費の請求は、利用者の居住地市町村に対して行う。利用者負担額は利用者の居住地市町村が設定する金額。
--	---

堺市の児童が他市の施設を利用する場合

	<ul style="list-style-type: none">施設所在地の地域区分が適用される。給付費の請求は、堺市に対して行う。利用者負担額は堺市が設定する金額。
--	---

4 請求・支払いの流れ



（締切・支払日が土日である場合は、直近の開庁日が締切・支払日となります。）

5 4月以降の給付費について

4月以降の給付費支払いのため、3月中に各種加算等の適用見込みを含む施設情報を照会させていただきますので、加算等の適用予定について、事前にご確認くださいようお願いいたします。

後日正式に申請手続きを行っていただき、差額が生じる場合は認定以後の請求月の給付費にて調整させていただきます。